

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南相馬市
4. 届出番号	21
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69

執行機関名 南相馬市長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成27年9月28日南相馬市告示第132号)によるひとり親家庭の母又は父に対する受講終了時給付金の支給及び合格時給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号) 別表第2法によらない事務 第22の項 南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成27年南相馬市告示第132号)によるひとり親家庭の母又は父に対する受講終了時給付金及び合格時給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)第1条	南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成27年9月28日南相馬市告示第132号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この告示は、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指し講座を受講するひとり親家庭の親(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のいない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。)に対して給付金を支給することに関し、南相馬市補助金等の交付等に関する規則(平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

⑦独自利用事務の関連規範		南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成27年9月28日南相馬市告示第132号)
--------------	--	---------------------------------------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成27年9月28日南相馬市告示第132号)第8条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援実施要綱(平成27年9月28日南相馬市告示第132号)第8条の受給要件の審査認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び受講対象講座の指定申請の受理、その理由に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成27年9月28日南相馬市告示第132号) 第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請者及び申請者の扶養している児童の属する世帯全員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成27年9月28日南相馬市告示第132号) 第8条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	当該申請者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

備考	
----	--